

宮内庁が実施した政策評価についての審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。)では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

宮内庁「平成15年度政策評価書」(平成16年5月31日付け宮内秘発甲第324号による送付分)における計2件の政策評価(事業評価方式を用いた事後評価)

2 審査の考え方と点検の項目

(政策効果の把握について)

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「評価法」という。)では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている(評価法第3条)。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている(基本方針 - 5 - ア)。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが、具体的に把握されているか。また、把握された効果が、得ようとする効果の全体を表すものとなっているか。

費用に見合った政策効果が得られたかどうかについて、どのような説明がされているか。また、定量的な分析は試みられているか。

(把握された効果と評価結果との関連性について)

事業評価方式を用いた事後評価(事後の検証)においては、事前の時点に行った評価内容を踏まえ、実際に得られた政策効果を把握・測定した上で、あらかじめ期待していた政策効果が得られたのかどうか、見込んでいた政策効果と比べて実際に得られた政策効果はどのように評価されるものなのかを明らかにしていくことが求められる。

3 審査の結果

評価法においては、当該行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策を基本計画において事後評価の対象として

定めることとされるとともに、それ以外の政策についても、毎年度の実施計画において対象を定めて評価を実施することとされている。

今回の評価書の送付を受けた2件の政策はいずれも後者に当たるものであり、宮内庁では、「直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される政策」を毎年度の実施計画に定めて事後評価の対象とする方針であるとしている。評価の方式として用いられているものは事業評価方式である。

また、宮内庁では、2件の政策は、いずれも完了した事業であるとしている（「ITを活用した正倉院宝物の紹介」については、現時点では、整理済みの宝物の一部の掲載にとどまっており、平成17年度以降に掲載する宝物数を増やすこととしているが、当該政策については、掲載のためのホームページが完成したことにより完了したものであるとしている。）。

なお、「ITを活用した正倉院宝物の紹介」の評価に当たっては、今後の事業の改善に向けて、3名の研究者から意見聴取が行われるとともに、研究者及び校倉参観者（68人）を対象としたアンケートが行われている。

事後の事業評価2件についての審査の結果は、以下のとおりである（詳細は、別添政策評価審査表（事後評価関係）参照）。

【審査結果整理表】

整理番号	政 策	手 段	得ようと する効果 の明確性	把握した効 果の客觀性	効率性に 関する情報	把握された 効果と評価 の結果との 関連性
1	ITを活用した正倉院宝物の紹介	宮内庁ホームページを利用して正倉院宝物を地理的、経済的な制約を受けて鑑賞できるようにする。				
2	皇室関連施設の参観の利便性の向上等	皇室参観者の負担軽減・安全性の配慮等の観点及び参観者からの要望を踏まえた皇室参観コースの見直しを行う。			-	
合 計（2政策）			= 2	= 2	= 1 - = 1	= 2
総括記述	事後評価においては、実際に発現した効果が期待どおりのものなのか、当初得ようとていた効果との関係はどのようにになっているのかを明らかにすることが重要である。宮内庁では、2政策により得ようとする効果を定量的に示すことができないか検討したもの、以下の理由によりあらかじめ得ようとする効果が「どの程度」であるかについて定量的に示すことは困難であったとしている。 「ITを活用した正倉院宝物の紹介」において得ようとする効果である「国民の理解及び関心」については、個人差も大きくむしろ政策の主眼は広く一般に紹介することにあること。「皇室関連施設の参観の利便性の向上等」の「利便性の向上」については、参観者の					

年齢や人数が年度ごとで同一でなく、かつ、天候等にも左右されること。

把握した効果の客觀性については、正倉院宝物の紹介ページへのアクセス件数や参觀途中のけが人及び中途退出者の数などにより、実際に得られた効果が把握されている。

効率性に関する情報については、「ITを活用した正倉院宝物の紹介」について、当該事業の実施に要した経費の記載にとどまっている。事後の事業評価においては、費用に見合った政策効果が得られたかどうかについての検証を行うことが望ましく、定量的に効果を把握することによる検証が困難である面があるとしても、例えば、当初予定した費用と実際に要した費用を比較し、当初得ようとした効果が見込んだ費用で得られたかなどの費用の検証についての取組を進めていくことが望まれる。また、「皇室関連施設の参觀の利便性の向上等」については、効率性に関する情報が説明されていないことについて、宮内庁では、当該事業のための新たな支出がなかったからとしている。

(注) 1 「整理番号」欄における番号は、宮内庁政策評価書に番号が付されていないため、当省において便宜上通し番号を付した。

2 「得ようとする効果の明確性」欄には、得ようとする効果について、「何を」「どの程度」「どうする」のかが明らかにされているなどどのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されている場合には「」を、「何を」「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていない場合には「」を、得ようとする効果についての記載がない場合には「-」を記入している。

3 「把握した効果の客觀性」欄には、実際に得られた効果が具体的に把握されている(「何が」「どの程度」「どうされた」)場合には「」を、効果についての記載はあるがどの程度の効果が得られたのかが明確にされていない場合、効果の把握が個別的なものにとどまっており全体を表していない場合、「得ようとする効果」が複数挙げられているにもかかわらず、そのうちの主要な効果が把握されていない場合等には「」を、効果についての記載がない場合には「-」を記入している。

4 「効率性に関する情報」欄には、当該政策(施策や事業)の実施に要する費用等に関する分析の結果が示されている場合には「」(当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について定量的な分析が試みられている場合には「」)を、当該政策の実施に要する費用等の見込額、従来からの活動等についての予算執行額(実績額)等の記載にとどまっている場合には「」を、上記の情報が記載されていない場合には「-」を記入している。

5 「把握された効果と評価の結果との関連性」欄には、把握された効果と評価の結果との関連性について、不整合が特にみられない場合には「」を、両者の関連性について必要な説明がなされていない場合には「」を記入している。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた横断的又は共通的な課題等の整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。

【別添】

政策評価審査表（事後評価関係）

（説明）

本審査表は、公表された宮内庁の「平成15年度事後評価書」を基に総務省の責任において整理したものである。
各欄の記載事項については、以下のとおりである。

欄名	記載事項
「整理番号」欄	評価書の記載順に従って番号を記入した。
「政策（名称、目的等）」欄	評価の対象とされた施策の名称、目的等を記入した。
「手段」欄	政策目的の実現のために具体的に講じる手段を記入した。
「得ようとする効果」欄	政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。
「効果の把握・測定」欄	実際に得られた効果の把握・測定方法を記入した。
	実際に得られた効果を記入した。
「必要性及び効率性に関する特記事項」欄	以下に該当するものについて記入した。 「必要性」 当該政策の実施を明確に位置付けている法令、閣議決定等の政府方針に基づいていることが記述されているもの 「効率性」 当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について分析が試みられているもの
「評価の結果」欄	把握した効果を基礎として導き出された評価の結論を記入した。

政策評価審査表（事後評価関係）

整理番号	政策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
1	ITを活用した正倉院宝物の紹介 正倉院宝物の調査研究資料を、ITを活用して広く一般に紹介し、正倉院宝物に対する理解と関心の促進を図る。	宮内庁ホームページを利用して正倉院宝物を地理的、経済的な制約を受けて鑑賞できるようにする。 【事業実施期間】 平成15年度から運用開始 【紹介数】 約250点 【予算額】 46,675千円（平成14年度）	皇室が保存継承してきた正倉院宝物に対する国民の理解及び関心の促進	以下の点から、効果を把握した。 ホームページへのアクセス件数 奈良国立博物館研究員、大学研究者、校倉参観者を対象としたアンケート調査	<ホームページへのアクセス件数> 紹介ページ開設時（平成15年4月）約5万件。平成15年5月～16年2月までの月平均約11,000件、1日平均約370件 <アンケート結果>（68人） 理解や関心が深まったとの回答43%	【必要性】 「e-Japan重点計画」（平成13年3月29日IT戦略本部決定）	現時点では、整理済み宝物のごく一部の掲載にとどまっていることから国民の理解と関心の促進を図るために十分なものであるとは言えないが、今後も順次掲載する宝物の数を増やすなど、より一層国民のニーズに応えた充実した内容にしていくための検討を行い、国民の利便性の向上と正倉院宝物に対する理解と関心の促進が図れるよう努めていく。

整理番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
2	皇室関連施設の参観の利便性の向上等 〔皇居の参観コースの見直し等により、参観者の利便性向上等及び皇室関連施設に対する理解と関心の促進を図る。〕	皇居参観者の負担軽減・安全性の配慮等の観点及び参観者からの要望を踏まえた皇居参観コースの見直しを行う。 【事業実施期間】 平成15年4月	皇居参観者の利便性の向上及び皇室関連施設に関する国民の理解及び関心の促進	以下の点から、効果を把握した。 参観中におけるけが人及び途中退出者の数 参観者数 参観コース変更に関するアンケート調査	<p><けが人及び中途退出者の数> 過去年間平均（平成10～14年度）約5人発生していたけが人が、評価時点で発生なし。</p> <p><参観者数> 過去年間平均（平成10～14年度）約2,700人発生していた途中退出者が、コース変更後53人と大幅に減少</p> <p><参観者の人数> コース変更後の平成15年度は参観者数が過去5年間平均の約1.4倍に増加。中でも、個人の参観者数が過去5年間平均の約5.6倍に増加</p> <p><アンケート結果>（回答：774件） 「参観時間」について、約77%が「ちょうど良い」と回答 「参観の距離」について、64%が「ちょうど良い」と回答 「コース中の坂道の負担」について、約85%が「負担にならなかつた」と回答 「皇室施設への理解・関心度」について、約72%が「深まった」と回答 旧コース経験者からの回答で、旧コースを支持したのは約6%のみ</p>	-	当該事業の実施により、けが人及び中途退出者が大幅に減少したことから皇居参観者の利便性の向上は達成された。 アンケート結果では、旧コースより新コースが参観者の支持を得ており、また、皇室関連施設への理解及び関心が深まったとの回答が7割以上を占めるなど、皇室関連施設に関する国民の理解及び関心の促進は達成された。 なお、今後もアンケート等の実施により、皇居参観コースについて引き続き検証していく。

（注）宮内庁「平成15年度政策評価書」を基に当省が作成した。